

表面

12cm	
<p>第 号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 6 の 規定による精神保健指定医の証</p> <p>年 月 日発行</p> <p>都道府県 ㊟</p>	写真ちよう付面
8cm	

裏面

<p>この証票を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 6 の規定により麻薬中毒者又はその疑いのある者への診察に立ち会うため、当該受診者の居住する場所へ立ち入る権限を有するものである。</p> <p style="text-align: center;">麻薬及び向精神薬取締法抜粋</p> <p>第 58 条の 6 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、精神保健指定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第 58 条の 8 の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第 6 項の規定による入院期間の決定が行われるまでの入院期間として、30 日を超えない範囲内で期間を定めなければならない。</p> <p>3 精神保健指定医は、第 1 項の規定により診察</p>	<p>を行うため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行おうとする場所に出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行う場所にとどまることを求めることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第 1 項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。</p> <p>5 精神保健指定医及び当該職員は、第 1 項及び前項の職務を行うため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。</p> <p>6 第 50 条の 38 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の立入りについて準用する。</p> <p>7 精神保健指定医は、第 1 項の規定による診察を行う場合には、受診者の名誉を害しないように注意し、かつ、受診者に対して、第 2 項に規定する事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>8 (省略)</p> <p>9 (省略)</p>
--	--